平成２４年（フ）第４５号
滋賀県東近江市八日市上之町１番６号
債務者　三木　正幸
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐武　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７４号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田127番地６
債務者　小林　和幸
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９７号
埼玉県入間市東町４丁目３番71号イーストヒルズ101、前住所埼玉県狭山市新狭山３丁目７番地の18
債務者　細田　光一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　初男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９８号
埼玉県所沢市東所沢３丁目８番地の13Mハイツ202、前住所埼玉県狭山市広瀬東１丁目15番31号
債務者　関　　寛
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　初男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３９０号
大阪府八尾市東山本町５丁目８番48号
債務者　田川　孝良
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西井　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９１号
大阪府八尾市東山本町５丁目８番48号
債務者　田川留里子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西井　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０７号
大阪市中央区高麗橋１丁目７番７―1507号
債務者　児玉　公三
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１１号
大阪府八尾市北木の本５丁目43番地の１シャイニング壱番館105号
債務者　河原　静夫
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　卓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３２号
大阪市東淀川区豊新３丁目23番４号　淀川ハイツ402
債務者　中川　　勉
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２号
仙台市青葉区台原３丁目38番15号　台原パークヴィラ101
債務者　佐藤　洋一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
仙台市若林区若林３丁目10番26号　ロフティ若林102
債務者　若松　秀利
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
大阪府門真市宮野町13番８―203号
債務者　寺西　信一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　充博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７８号
大阪府交野市藤が尾４―５―45　レオパレスクレール藤が尾Ⅱ106号室、住民票上の住所大阪府交野市私市４丁目39番８号
債務者　川辺　修一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　卓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７４号
大阪市阿倍野区相生通２丁目11番７号　202号
債務者　和田　好弘
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６号
北海道千歳市住吉３丁目４番20号
債務者　谷　　節也
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　宏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７号
神戸市東灘区御影中町１丁目15番15号　15番館３Ｂ号
債務者　濱﨑　聖美
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　頼富　隆光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
高知市葛島４丁目３番14―303号
債務者　村田美千子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
高知地方裁判所破産係